

大和市告示第223号

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月14日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設事業実施要綱（平成20年大和市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2の5第2項」を「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領（平成17年1月21日雇児第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」別紙）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該施設が認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別添。以下「指導監督基準」という。）を満たすことを市長が確認できる場合は、当該証明書の添付を要しない。

第6条第1項中「前項」を「前条第2項」に、「、又は」を「又は」に改める。

別表第1保育内容の項中「平成20年厚生労働省告示第141号」を「平成29年厚生労働省告示第117号」に、「認可外保育施設に対する指導監督の実施についての改正について（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）の別添、認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。以下同じ。）」を「指導監督基準」に改め、同表施設運営等の項中「法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に改め、同表遵守事項の項中「、法」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、別表第1保育内容の項の改正規定（「平成20年厚生労働省告示第141号」を「平成29年厚生労働省告示第117号」に改める部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。